

## ラオス国際結婚・概要書面

弊社サービスを利用する場合、この書面にある役務提供事業者との間で国際結婚概要書面を受諾し、入会契約を締結する必要があります

役務提供者者：	株式会社フォーライフ J A P A N ・アジア国際結婚学院
代表者：	直井 邦夫
所在地：	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3丁目3-2
電話番号：	03-5289-8312
メールアドレス：	info@forlife-japan.co.jp

### 提供するサービス

提供するサービスは、弊社登録のラオス人女性の紹介業務・お見合い業務・婚約業務・交際フォロー・入籍サポート・在留資格取得サポート・入国サポートとなります

お見合での人数の制限はありませんが、婚約後のサポート、フォローは一人とさせていただきます

### 提供する国内役務サービスの料金とお預かり時期（リモートお見合の場合）

## 国内役務サービス料金：1,606,000 円（税込み）

海外国際結婚の場合は、国内役務サービス料金以外に、国際航空券・現地役務サービス料金・結納金・仕送り・渡航費等が発生いたします

#### 《国内役務サービス料金》

	金額	適用	お預り時期
お見合い料金	66,000円	お見合に関連する費用	見合い予約
婚約成果報酬	1,100,000円	見合で婚約者確定成果報酬	婚約確定
婚約以降の現地管理費	440,000円	婚約から入国迄の進行管理費用	婚約式後

#### 《現地役務サービス料金》

	円	現地通貨	お預り時期
見合い・ラウンド費用		5,000THB	見合予約
婚約式・ラウンド費用	484,000円	84,000THB	婚約式渡航予約
結婚許可・ラウンド費用		77,000THB	結婚許可渡航予約
お迎え・ラウンド費用		60,000THB	お迎え渡航予約

#### 《その他必要な料金》※印は、女性の地域により変化があります

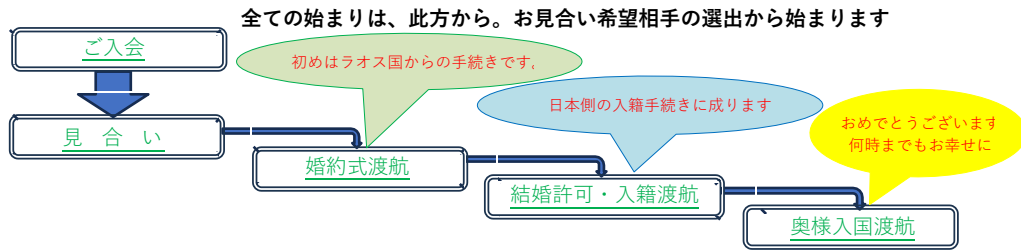
結納金	600,000円	婚約式にてお相手の家族にお渡し
仕送り	30,000円/月	婚約式以降入国までの生活費の補助
仕送り	30,000円/月	奥様入国後の奥様宅への生活費の補助
紹介者へのお礼	60,000THB	婚約式に持参頂きます
書類作成費用	※3,000US\$～	婚約式に資産頂きます

※国際航空券・日本国内移動費、個人の飲食、お土産、海外旅行保険等は、別途必要となります

※結婚指輪費用は別途必要となります

※国際結婚サービスに関連する費用は、全て銀行振込となり、振込手数料は会員様持ちとなります

## サービスの流れについて



## お見合サービスについて

お見合サービスは、リモートお見合となり、現地渡航によるのお見合を希望する会員は、追加費用を支払うことで現地見合いが可能となります

## サービスの提供期間について

サービス提供は、会員入会から奥様の日本入国までとなり各サービスは1回となり、提供期間は、入会契約日から1年間となります

サービス期間内に奥様の入国がかなわない場合、会員と協議の上1年間の特別延長を行います  
延長に際しては、月会費の発生が有ります

## アフターサービスについて

奥様入国後、1年間の入国後アフターフォローを無料の範囲で実施いたします

その内容頻度は、月1回程度の対応とさせていただきます

アフターフォローは、奥様の来日後の結婚生活の相談によるものに限定されますアフターフォローでの、婚姻関係の継続責任等は含まれません

「恋愛と結婚は当事者間の自由意志」の原則に従い、双方の意見を確認の上対応とします

## クーリング・オフについて

- |     |  |
|-----|--|
| 第1項 | 入会契約を締結された場合、入会契約書を受領した日を含む8日間は、書面又は電磁的記録により無条件に契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができます<br>申込（契約）者はクーリング・オフに伴う費用の請求、損害賠償、違約金等の負担義務は無く、弊社から請求されることもありません   |
| 第2項 | 前項に記載した事項に拘わらず、弊社が解除に関する事項について不実のことを告げる行為により誤認をし、また、弊社が威迫をしたことにより困惑し、これによって契約の解除を行わなかった場合は、特定商取引に関する法律第48条第1項に定める書面を受領した日から8日間は、クーリング・オフを行うことができます   |
| 第3項 | クーリング・オフの効力はクーリング・オフの書面又は電磁的記録を発信したときから生じます<br>クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません<br>クーリング・オフが効力を生じた場合、既に提供サービス料の全額、又は一部（提供サービス料内金）を支払っている時は申込（契約）者に速やかにその金額を返還致します<br>クーリング・オフが効力を生じた場合、既に何らかの役務を提供していても弊社からこれについての対価その他の金額の支払いを請求されることはありません |

## 中途解約のお知らせ

会員はラオス国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から起算して8日間を経過した後は、理由の如何を問わず、将来に向かって契約の中途解約を行うことができます

会員の希望により中途解約を行う場合、弊社は次にあげる項目に応じて各項目の金額を超える請求はいたしません

1. 契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額
  - ①提供された役務の対価に相当する額とします
  - ②解約に伴う損害金は、契約総額から既に提供された役務の対価を引いた残金額の20%か、政令で定められた上限額20,000円（消費税込み）のいずれか低い額とします
2. 契約解除が役務提供開始前である場合の解約金は30,000円（消費税込み）とします
3. 中途解約時の預かり費用が有る場合、サービスの未消化分は返金となります  
既に実施済み・手配済みのサービスに関しての返金はございません  
また、お相手と間に婚約または入籍手続きを行って居る場合、お相手に対しての対応は、会員個人が行うこととなります

弊社は会員の要望を考慮し、お相手との対応に対し助力させていただきます

お客様相談窓口・個人情報保護規程・会員規約は入会時の各書面に準じるものとします

上記事項の説明を受け内容を了承し、ラオス国際結婚概要書面（国際結婚対応）を受領しました

記 入 日：西暦2024年 月 日

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊞

ラオス国際結婚概要書面に記載されたお客様の個人情報は、お客様がこのサービスを利用希望された時点で、弊社の個人情報規定を了承されたものとして、利用させていただきます